

政策保有株式の議決権行使基準

第1条（政策保有株式）

この基準における政策保有株式とは、政策保有株式に関する方針第1条に定めるものと同様とする。

第2条（政策保有株式の議決権行使）

1. 政策保有株式の議決権の行使は、下記のような状況が存在しない限り、当該株式を保有する会社（以下、保有先という）との協働関係強化に資する方向で行うことを原則とする。
 - ① 保有先企業の有価証券報告書上、「継続企業の前提」に疑義が示された場合。
 - ② 純資産が枯渇して株価が急落するなど、近い将来当社株主価値の毀損リスクが高いと認められる場合。
 - ③ コンプライアンス上重大な問題が発生している等、近い将来当社株主価値の毀損リスクが高いと認められる場合。
 - ④ 保有先企業と当社との間に利益相反関係が生じる可能性が高いと認められる場合。
 - ⑤ その他、上記①～④に準ずる場合で、株式保有のもともとの理由が失われる可能性が高い場合、あるいは当社の株主価値を毀損する可能性が高いと認められる場合。
2. 会社提案に反対する議決権行使を行おうとする場合には、取締役会の承認を要する。

以上

| | | |
|-----|-------------------|------|
| 制 定 | 平成 27 年 11 月 13 日 | 取締役会 |
| 改 定 | 平成 30 年 10 月 16 日 | 取締役会 |